

各省庁の「事業者のための対応指針」及び対象とする事業分野

省庁	策定単位	対象とする事業分野
内閣府	一括	内閣府が所管する分野における事業者(認定こども園等)
国家公安委員会	一括	国家公安委員会が所管する分野における事業者
金融庁	一括	金融庁が所管する分野における事業者
消費者庁	一括	消費者庁が所管する分野における事業者
復興庁	一括	復興庁が所管する分野における事業者
総務省	一括	総務省が所管する分野における事業者(放送業、郵便業、通信業等)
法務省	分野毎(3分野)	債権管理回収業・認証紛争解決事業
		法務省民事局が所管する事業
		更生保護事業
外務省	一括	外務省が所管する分野における事業者
財務省	一括	財務省が所管する分野における事業者
文部科学省	※留意点は分野毎(3分野)	学校教育分野
		スポーツ分野
		文化芸術分野
厚生労働省	分野毎(4分野)	福祉分野(福祉事業者)
		医療分野(医療関係事業者)
		衛生分野(衛生関係事業者)
		社会保険労務士の業務を行う事業者
農林水産省	一括	農林水産省が所管する分野における事業者
経済産業省	一括	経済産業省が所管する分野における事業者
国土交通省	※具体例は分野毎(9分野)	不動産業関係
		設計等業関係
		鉄道事業関係
		一般乗合旅客自動車運送業関係
		一般乗用旅客自動車運送業関係
		対外旅客定期航路事業関係
		国内旅客船業関係
		航空運送業関係
旅行業関係		
環境省	一括	環境省が所管する分野における事業者

※各省庁の対応指針全文については、内閣府ホームページで公開されている